建築審査会議事録

第６９６回

日　　時	令和６年３月27日14時30分	場　　所	アクロス福岡６階　605会議室
出 席 者	委　員：鶴崎、松野尾、柴田、福地、藤田 事務局：建築指導部長　柴田、建築指導課長　松尾、指導係長　伊東、道路判定係長 下平、吉川、石作、監察第一係長　江口		
案件概要	第359号議案　第一種低層住居専用地域内における納骨堂の新築 （早良区四箇一丁目地内） 第396号議案　日影による中高層の建築物の高さの制限 （南区弥永団地地内） 第397～417号議案　（包括同意報告）敷地等と道路との関係 第418～420号議案　（包括同意報告） 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度		

◇は建築審査会委員の質疑及び意見を示す。→は事務局の回答及び意見を示す。
今回の建築審査会の傍聴人は０名。

●第 359 号議案　― 同意 ―

事務局より計画位置及び図面の詳細説明を行い、各委員とも一致して本議案を認めた。

（主な質疑内容）

◇既存納骨堂の解体部分は全て駐車場として整備しないのか。

→解体した部分は全て駐車場として整備する。

●第 396 号議案　― 同意 ―

事務局より計画位置及び図面の詳細説明を行い、各委員とも一致して本議案を認めた。

（主な質疑内容）

◇１階住戸に設置のバルコニーについて、端の２戸は直接スロープと接しているが、他の住戸から車椅子で通行することはできるのか。また、避難等はバルコニーからを想定しているのか。

→内部プランについては車いす利用者仕様であるが、バルコニー部分においては、全てを車いす利用者用の仕様としているものではないときいている。

◇市営住宅は一般的な共同住宅より狭いイメージがあるが、住戸面積はどのように決定しているのか。

→国の公営住宅整備基準をベースに、福岡市のニーズを踏まえ、市の整備基準を定めている。

◇申請建築物は老朽化による建替えか。今後建替え時の手続きはどうなるのか。

→老朽化による建替計画を実施しており、今後建替えの申請があった場合は包括同意報告とすることを検討している。令和 10 年度には不適格部分が解消される予定である。

●第 397～417 号議案　― 非公開 ―

●第 418～420 号議案

（包括同意報告）

事務局より包括同意の内容について説明を行った。

（主な質疑内容）

特に意見なし。

４月分予定　日時：５月 10 日（金）14 時 30 分から　場所：福岡市役所 15 階　1503 会議室
５月分予定　日時：６月　５日（水）14 時 30 分から　場所：未定